

令03原機(ふ)350
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉施設
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別添－１の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定改正前後比較表の改正後欄に示す。

1. 変更の内容

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。

1) 第3章 保安管理体制に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第6条（保安に関する職務）の別図第3について、組織改正を反映した図に変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第7条（職務）に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第7条（職務）に関する記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④第8条（中央安全審査・品質保証委員会）の委員長について、「安全担当理事」から「安全・核セキュリティ統括本部長」に変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ⑤その他、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び敦賀廃止措置実証部門長に記載していた「管理責任者」としての職務を一元化し、記載の適正化を行う。

2) 上記1)の変更に伴う第2章品質マネジメントシステム第5条（品質マネジメントシステム）に関する変更

- ①本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ③不適合管理、是正処置等及び未然防止処置について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④プロセスの管理文書の所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するとともに、承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」

から「安全管理部長」に変更するため、別表第1-1の記載を変更する。

⑤品質マネジメントシステム体系図について、「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するため、別図第2-1の記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。

⑥その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

2. 変更の理由

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質保証活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、原子炉施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 改正前後比較表

(改正箇所のみ記載)

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;"> 新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 <u>令和3年2月</u> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん </p>	<p style="text-align: center;"> 新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 <u>令和 年 月</u> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉ふげん </p>	<p style="text-align: center;"> ・日付の修正 </p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1.～2. (省略)</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1.～2. (変更なし)</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全管理部長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 (変更なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.2 (変更なし)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p>	<p>・本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ～5.3 (省略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1(4)b)参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1(4)参照)が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 (省略)</p>	<p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ～5.3 (変更なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1(4)b)参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1(4)参照)が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 (変更なし)</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (省略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3～5.5.4 (省略)</p> <p>5.6 (省略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、<u>担当理事</u>、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>担当理事</u>、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3～5.5.4 (変更なし)</p> <p>5.6 (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、<u>部門長</u>、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>部門長</u>、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p>	<p>・本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p> <p>・資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>・人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は, 要員の力量を確保するために, 「教育・訓練基本要領」を定め, 所長は, 所の教育・訓練に関する管理要領を定め, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が, 品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し, 管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は, 監査員の力量について, 「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は, 本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし, (1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3~6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 部門長, 実証本部長及び所長は, 廃止措置管理, 施設管理等(規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表第1-1のとおり策定する。</p> <p>(2) 実証本部長, 室部長, 所長並びに所の部長及び課長は, 別表第1-1に示す文書に基づき, 個別業務に必要な計画(要領, 手順書, 手引等)を作成して, 業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1), (2)の業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 室部長並びに所の部長及び課長は, 業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては, 次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査, 検証, 妥当性確認, 監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 業務の計画は, 個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p>	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は, 要員の力量を確保するために, 「教育・訓練基本要領」を定め, 所長は, 所の教育・訓練に関する管理要領を定め, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が, 品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し, 管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は, 監査員の力量について, 「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は, 本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし, (1)項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3~6.4 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 部門長, 実証本部長及び所長は, 廃止措置管理, 施設管理等(規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表第1-1のとおり策定する。</p> <p>(2) 実証本部長, 室部長, 所長並びに所の部長及び課長は, 別表第1-1に示す文書に基づき, 個別業務に必要な計画(要領, 手順書, 手引等)を作成して, 業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1), (2)の業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 室部長並びに所の部長及び課長は, 業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては, 次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査, 検証, 妥当性確認, 監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 業務の計画は, 個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p>	<p>(6) <u>安全管理部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証する</p>	<p>(4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更及び記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>ため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び部門長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす</p>	<p>マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びふげん</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、<u>監査プロセスの管理責任者として第5条5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する品質保証活動の業務及び管理責任者として本部（監査プロセスを除く。）における第5条5.5.2に定める業務を行う。</u></p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに<u>第12号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける第5条5.5.2に定める業務を行う。</u></p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、<u>第8号から第10号の業務を統括する。</u></p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>管理責任者は、第5条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長は、ふげんの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</u></p> <p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに<u>第14号の業務を統理する。</u></p> <p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、<u>第10号から第12号の業務を統括する。</u></p> <p>(10) 廃止措置推進室長は、ふげんの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安</p>	<p>・管理責任者の職務を第4号に記載するため</p> <p>・関係する職位に記載していた管理責任者の職務を一元化し、記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更及び管理責任者の職務を第4号に記載するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>・号番号の繰下げのため（以下同じ）</p> <p>・管理責任者の職務を第4号に記載するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>関する品質保証活動，関係法令，規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し，統括する。また，平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(10) 事業管理部長は，敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は，敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 所長は，原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置部長は，第14号から第17号までの業務を統括する。</p> <p>(14) 計画管理課長は，原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整，保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 技術実証課長は，原子炉施設の廃止措置に係る工事管理，調査，研究及び開発，原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(16) 設備保全課長は，原子炉施設の施設管理（安全管理課長の所管業務を除く。），使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設管理課長は，原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理，使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(18) 安全・品質保証部長は，第19号から第21号までの業務を統括する。</p> <p>(19) 品質保証課長は，原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また，定期事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全管理課長は，原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 施設保安課長は，原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理，原子炉施設への出入管理，燃料管理（設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。）及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 管理課長は，非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備（施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第14号から第17号まで，及び第19号から第22号までに規定する各職位（以下「各課長」という。）は，それぞれ各号に定める職務に基づき第9章，第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長（廃止措置推進室長，安全・品質保証室長，事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。），各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長は，職務の遂行に当たって，各室部課員を指示・指導し，業務遂行に係る品質保証活動を行い，各室部課員は各室部課長，各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長，各室部課長，所長，各部長及び各課長が不在の場合は，その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p>	<p>関する品質保証活動，関係法令，規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにふげんにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し，統括する。また，平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(12) 事業管理部長は，敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(13) 調達課長は，敦賀廃止措置実証本部及びふげんにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(14) 所長は，原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(15) 廃止措置部長は，第16号から第19号までの業務を統括する。</p> <p>(16) 計画管理課長は，原子炉施設に係る廃止措置事業及び技術開発の計画に関する調整，保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 技術実証課長は，原子炉施設の廃止措置に係る工事管理，調査，研究及び開発，原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究に関する業務を行う。</p> <p>(18) 設備保全課長は，原子炉施設の施設管理（安全管理課長の所管業務を除く。），使用済燃料の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設管理課長は，原子炉施設の運用管理及び廃棄物管理，使用済燃料の移動に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全・品質保証部長は，第21号から第23号までの業務を統括する。</p> <p>(21) 品質保証課長は，原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また，定期事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(22) 安全管理課長は，原子炉施設に係る放射線管理及び放射線計測器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 施設保安課長は，原子炉施設の廃止措置に関する保安の管理，原子炉施設への出入管理，燃料管理（設備保全課長及び施設管理課長の所管業務を除く。）及び非常時の体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(24) 管理課長は，非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材の整備（施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第16号から第19号まで，及び第21号から第24号までに規定する各職位（以下「各課長」という。）は，それぞれ各号に定める職務に基づき第9章，第10章及び第11章に定める業務を行う。</p> <p>3 各室部課長（廃止措置推進室長，安全・品質保証室長，事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。），各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長は，職務の遂行に当たって，各室部課員を指示・指導し，業務遂行に係る品質保証活動を行い，各室部課員は各室部課長，各部長及び各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 敦賀廃止措置実証本部長，各室部課長，所長，各部長及び各課長が不在の場合は，その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議並びにふげん安全・品質保証推進会議</p>	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全担当理事</u>を委員長とし、理事長が<u>指名</u>した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第9条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第3節（省略）</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p>イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>を委員長とし、理事長が<u>任命</u>した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第9条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第3節（変更なし）</p>	<p>・中央安全審査・品質保証委員会の委員長について、「安全担当理事」から「安全・核セキュリティ統括本部長」に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後							備 考
別表第1-1 プロセスの管理文書 (1/3)							別表第1-1 プロセスの管理文書 (1/3)							
本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	
4.1	関係法令遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	4.1	関係法令遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	
	安全文化醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541			安全文化醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541		
	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410			重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410		
		品質に係る重要度の管理要領	ふげん	所長	FQS410				品質に係る重要度の管理要領	ふげん	所長	FQS410		
保安活動指標	保安活動指標 (PI) 設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-413	保安活動指標	保安活動指標 (PI) 設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-413					
4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条	4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条	
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01		
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420		
		文書管理要領	ふげん	所長	FQS423				文書管理要領	ふげん	所長	FQS423		
4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条, 第69条	4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第5条, 第69条	
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				文書及び記録管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A01		
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420				文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420		
		品質記録管理要領	ふげん	所長	FQS424				品質記録管理要領	ふげん	所長	FQS424		
5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第5条	
5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	
		中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04				中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部	安全管理部長	QS-A04		
		敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554				敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554		
		ふげん安全・品質保証推進会議運営手順書	ふげん	所長	FQM554-01				ふげん安全・品質保証推進会議運営手順書	ふげん	所長	FQM554-01		
5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第5条	5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全管理部	理事長	QS-P02	第5条	

・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため

・同上

・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するため

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後							備考
別表第1-1 プロセスの管理文書(2/3)							別表第1-1 プロセスの管理文書(2/3)							
本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	
6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	第5条, 第67条, 第68条	6.2.2	力量, 教育・訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	第5条, 第67条, 第68条	
		教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07	第5条			教育訓練管理要領	安全管理部	安全管理部長	QS-A07		
		教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620				教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620		
		教育訓練手順書	ふげん	所長	FQM622-02	第5条, 第67条, 第68条			教育訓練手順書	ふげん	所長	FQM622-02	第5条, 第67条, 第68条	
		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条			原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	
6.3 6.4 7.1(1) 7.5	廃止措置管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710	第5条, 第13条～第20条	廃止措置管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710	第5条, 第13条～第20条		
		廃止措置管理要領	ふげん	所長	FQS710			廃止措置管理要領	ふげん	所長	FQS710			
	運用管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第5条, 第21条, 第22条	運用管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第5条, 第21条, 第22条		
		運用管理要領	ふげん	所長	FQS711			運用管理要領	ふげん	所長	FQS711			
	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第5条, 第24条～第26条	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第5条, 第24条～第26条		
		燃料管理要領	ふげん	所長	FQS712			燃料管理要領	ふげん	所長	FQS712			
	廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第5条, 第27条～第35条	廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第5条, 第27条～第35条		
		廃棄物管理要領	ふげん	所長	FQS713			廃棄物管理要領	ふげん	所長	FQS713			
	放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第5条, 第36条～第53条	放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第5条, 第36条～第53条		
		放射線管理要領	ふげん	所長	FQS714			放射線管理要領	ふげん	所長	FQS714			
	施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第5条, 第23条	施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第5条, 第23条		
		施設管理要領	ふげん	所長	FQS715			施設管理要領	ふげん	所長	FQS715			
	非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第5条, 第54条～第66条	非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第5条, 第54条～第66条		
		非常時の措置要領	ふげん	所長	FQS716			非常時の措置要領	ふげん	所長	FQS716			
7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第5条, 第8条, 第8条の2, 第9条	
7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第5条, 第23条	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第5条, 第23条		
		設計管理要領	ふげん	所長	FQS730			設計管理要領	ふげん	所長	FQS730			
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第5条, 第23条	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第5条, 第23条		
		調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01			調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01			
		物品等調達管理要領	ふげん	所長	FQS740			物品等調達管理要領	ふげん	所長	FQS740			

・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後							備考
別表第1-1 プロセスの管理文書 (3/3)							別表第1-1 プロセスの管理文書 (3/3)							
本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	本品質マネジメント計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	規定関連条項	
7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第5条, 第23条	7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第5条, 第23条	・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
		監視・測定機器管理要領	ふげん	所長	FQS760									
8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	8.2.2(6)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第5条	
8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第5条, 第23条	8.2.4(1), (2)	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-824	第5条, 第23条	
		検査及び試験の管理要領	ふげん	所長	FQS824									
8.3(2) 8.5.2(2) 8.5.3(1)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第5条, 第23条	8.3(2) 8.5.2(2) 8.5.3(1)	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第5条, 第23条	
		不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03									
		不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A830									
		不適合管理手順書	ふげん	所長	FQM830-01									

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前		改正後		備考
<p>別図第2-1 品質マネジメントシステム体系図 (第5条関係)</p>	<p>別図第2-1 品質マネジメントシステム体系図 (第5条関係)</p>	<p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部」の職務を「安全管理部」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>・記載の適正化を行うため</p>		
<p>(注) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は文書にて定める。</p>		<p>(注) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は文書にて定める。</p>		

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p>別図第3 保安全管理組織 (第6条関係)</p>	<p>別図第3 保安全管理組織 (第6条関係)</p>	<p>・組織改正を反映した図に変更するため</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。